

東京都  
再開発等促進区を  
定める地区計画  
運用基準  
実施細目

東京都都市整備局  
令和7年3月

# 目 次

第 1 総則	1
第 2 企画提案	1
1 企画提案書の提出	1
2 企画提案書の標準的内容	1
3 企画提案書の見直し報告	3
4 区市町村との協議、調整	3
第 3 有効空地等の維持管理	4
1 管理責任者選任届及び誓約書の提出	4
2 維持管理報告書の提出	4
3 有効空地の標示	4
(1) 標示板の設置	4
(2) 標示板の設置数	4
(3) 標示板の規格	5
(4) 標示板の兼用	5
4 有効空地等の維持管理に係る義務の継承	5
第 4 有効空地の活用	6
1 有効空地の活用	6
(1) 行為、期間など	6
(2) 活用計画の届出	7
第 5 その他	8
1 駅とまちが一体となる都市づくりに係る報告書の提出	8
2 カーボンマイナス及び緑化の推進の取組に係る報告書の提出	8
3 無電柱化に係る報告書等の提出	8
4 開発区域外の取組に係る報告書等の提出	9
5 子育て支援施設整備に係る報告書等の提出	9
6 水辺の賑わい創出に係る報告書等の提出	9
7 質の高い住宅等整備報告書等の提出	10

8	供用開始前の確認	10
9	報告	10

## 第6 様式 11

1	企画提案書の提出及び都市計画手続の依頼	11
2	企画提案書の送付（区の経由文）	12
3	企画提案書の一部見直し報告書の提出	13
4	企画提案書の一部見直し報告書の送付（区の経由文）	14
5	再開発等促進区を定める地区計画区域内における届出書（参考）	15
6	管理責任者選任届及び誓約書	16
7	維持管理等報告書	18
8	有効空地の標示板	22
9	有効空地の活用届	23

# 再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目

## 第1 総則

この「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目」は、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準（令和6年3月）」（以下「運用基準」という。）を施行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 企画提案

### 1 企画提案書の提出

再開発及び開発整備を行おうとする区域の関係地権者、住民等が、東京都に対して、「再開発等促進区を定める地区計画」に関する再開発、開発整備などについての企画提案を行うに当たっては、当該提案の内容などを記載した企画提案書を提出すること。

### 2 企画提案書の標準的内容

企画提案書は、提案する計画が、基本計画等及び運用基準などに適合したものであるとともに、東京都が、提案された計画に対する評価を行い、「再開発等促進区を定める地区計画」に関する都市計画の原案を策定するために必要かつ十分な内容を備えていなければならない。

企画提案書が備えるべき標準的内容は、表一のとおりとする。

表一

(1) 計画地の位置付け	(2) 再開発等の目標
① 計画地の位置・規模及び現況 ア 計画地の位置・規模 イ 計画地の現況（計画地及び隣接地の土地所有と利用状況） ウ 計画地再開発の経緯 ② 都市計画上の位置付け ア 都市計画の内容 イ 国、東京都及び区市町村の上位計画における位置付け ③ 計画地の立地特性 ア 交通 イ 都市構造 ウ 周辺開発の動向	① 再開発等の目標と方針 ア 再開発等の目標 イ 開発整備の基本方針 ② 上位計画との整合性 ③ 導入機能の方針

<p><b>(3) 空間設計の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空間設計の方針</li> <li>② 土地利用の方針</li> <li>③ ネットワークの形成の方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自動車交通</li> <li>イ 歩行者・自転車交通</li> </ul> </li> <li>④ 空地の整備の方針</li> <li>⑤ みどりの育成及び保全方針</li> <li>⑥ 歩行者空間の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公園・緑地</li> <li>イ 交通広場</li> <li>ウ 歩道状空地</li> <li>エ 歩行者デッキ</li> </ul> </li> <li>⑦ 主な公共施設の整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 都市計画施設</li> <li>イ 主要な公共施設</li> <li>ウ 地区施設</li> </ul> </li> <li>⑧ 有効空地の整備方針</li> <li>⑨ 土地利用計画</li> </ul>	<p><b>(6) 交通計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歩行者動線計画</li> <li>② 交通施設計画</li> <li>③ 交通処理計画</li> <li>④ 駐車場、駐輪場などの計画</li> </ul> <p><b>(7) 供給処理計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上水道（中水道を含む。）</li> <li>② 下水道</li> <li>③ 都市ガス</li> <li>④ 電力</li> <li>⑤ 地域冷暖房</li> <li>⑥ 廃棄物処理</li> </ul> <p><b>(8) 環境への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 植栽</li> <li>イ 日照</li> <li>ウ 風環境</li> </ul> </li> <li>② 景観</li> <li>③ 電波障害</li> <li>④ 環境への負荷の低減</li> </ul>
<p><b>(4) 開発規模の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区域の設定</li> <li>② 開発フレームの設定</li> <li>③ 見直し相当用途地域及び容積率の設定</li> <li>④ 評価容積率の設定</li> <li>⑤ 計画容積率の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 計画容積率</li> <li>イ 建築物の用途</li> </ul> </li> <li>⑥ 開発規模の設定</li> </ul>	<p><b>(9) 整備プログラム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 整備イメージ</li> <li>② 整備主体等</li> <li>③ 整備スケジュール (開発スケジュール)</li> <li>④ 許認可申請手続など</li> </ul>
<p><b>(5) 建築物等の整備方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本方針（建築物の概要）</li> <li>② 建築物等の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 用途別の配置計画</li> <li>イ 動線計画</li> <li>ウ 街並み景観デザイン</li> <li>エ 福祉の都市づくり</li> <li>オ 防災計画</li> </ul> </li> <li>③ 建物高さの考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築基準法による制限</li> <li>イ 運用基準による高さの最高限度</li> <li>ウ 運用基準による各部分の高さ制限</li> </ul> </li> <li>④ 壁面の位置の制限</li> </ul>	<p><b>(10) 都市計画図書（素案）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市計画図書（素案）</li> <li>② 再開発等促進区を定める地区 計画運用基準との適合表</li> </ul>

### 3 企画提案書の見直し報告

都市計画決定後、建物計画の進捗などに伴い、当初提出した企画提案書の記載内容に変更が生じた場合は、東京都と協議した上で、見直し報告を行うこと。

報告は、開発許可、行為の届出、容積率の認定、用途地域の許可など、都市計画法及び建築基準法の諸手続に先立って行うこと。

### 4 区市町村との協議、調整

「再開発等促進区を定める地区計画」の決定に当たり、開発事業者は地元区市町村と十分な協議及び調整を行うこと。

また、企画提案書は、地元区を経由し、提出すること。

## 第3 有効空地等の維持管理

### 1 管理責任者選任届及び誓約書の提出

「再開発等促進区を定める地区計画」の企画提案者又は建築主若しくは所有者（以下「所有者等」という。）は、建築物及び運用基準第4計画内容の実現とその担保3（1）に定める有効空地等の供用を開始する前に、運用基準第4計画内容の実現とその担保3（2）に定める標示板を設置することとし、当該有効空地等の維持管理を適切に行うことについて、管理責任者を選任し、かつ、管理責任者選任届及び誓約書を東京都に提出しなければならない。

### 2 維持管理等報告書の提出

管理責任者は、企画提案書の記載内容の実現に当たり、計画容積率の設定に必要な事項や、有効空地等を適切に維持管理等し、その状況について、維持管理等報告書により、おおむね1年ごとに東京都に報告しなければならない。

また、やむを得ず当該部分の形態等を変更する必要がある場合には、同報告書により、あらかじめ東京都にその旨を報告しなければならない。

### 3 有効空地の標示

#### (1) 標示板の設置

所有者等又は管理責任者は、区域内の見やすい場所に、当該区域内の有効空地が、都市計画法に基づき設けられたものである旨を記載した標示板を設置しなければならないものとする。なお、掲示板は、歩道状空地等、通行の妨げにならない場所に設置するものとする。

#### (2) 標示板の設置数

標示板は、表一2に示す数以上設置しなければならない。

なお、有効空地が、地下レベル、デッキレベルなど複数のレベルに設置される場合は、表一2に示す数によるほか、原則として、各レベルに1か所以上設置するものとする。掲示位置や掲示板の素材等については、東京都と協議を行い決定すること。

表一2

	有効空地の実面積	標示板の数
ア	有効空地の合計面積が、5,000㎡以内の場合	3か所
イ	有効空地の合計面積が、5,000㎡を超える場合	当該超える面積が、10,000㎡増すごとにアの数に1を加えた数

### (3) 標示板の規格

標示板の規格は、次に掲げる要件によるものとする。

なお、区域の状況によりやむを得ないと認められる場合は、これによらないことができる。

ア ステンレス板、銅板などで耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とすること。

イ 堅固に固定したものとする。

ウ 大きさは、縦100cm以上×横70cm以上とすること。

### (4) 標示板の兼用

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の規定など、当該地区計画と関連する他の法令等の規定に基づく制度上、標示が必要な場合にあっては、その標示を兼ねて一つの標示板とすることができる。

## 4 有効空地等の維持管理等に係る義務の継承

建築物又は敷地を譲渡又は賃貸しようとするときは、譲渡又は賃貸をしようとする者は、譲渡又は賃貸を受けようとする者に対し、企画提案書の記載内容の実現に当たり、計画容積率の設定に必要な事項や、有効空地等の維持管理等とその報告に係る義務を伴うものである旨を明示しなければならない。

また、当該譲渡又は賃貸を受けた者は、企画提案書の記載内容の実現に当たり、計画容積率の設定に必要な事項や、有効空地等の維持管理等とその報告に係る義務を継承する。

## 第4 有効空地の活用

### 1 有効空地の活用

#### (1) 行為、期間など

次に掲げる要件に適合しているものについては、有効空地を活用することができるものとする。

#### ア 行為

次のいずれかに該当する行為であること。

- (ア) 地域の活性化に寄与する行為
- (イ) 公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為
- (ウ) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第39条に規定するまちづくり団体による地域まちづくり活動
- (エ) 建築行為又は管理行為
- (オ) 上記（ウ）を行うために必要な広告物の設置又は下記（カ）のうち必要と認められる広告物の設置（国際的規模の会議や競技会に関する広告物、自転車等シェアリングを行うために必要な広告物など）
- (カ) その他の公共及び公益に資する行為

#### イ 期間

活用期間は、上記ア（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）のうち国際的規模の会議や競技会、国及び地方公共団体等が行う行為、自転車等シェアリングのポートの設置など必要と認められる場合を除き、以下のとおりとする。

- (ア) 活用期間は、1回の行為について90日以内とする。
- (イ) 当該地区整備計画の区域の区分された地区内において、年間2回以上の活用行為が行われる場合は、全行為の延べ日数が180日を超えない範囲とする。

#### ウ 面積

活用面積は、上記ア（ウ）、（エ）、及び（カ）のうち国際的規模の会議や競技会、国及び地方公共団体等が行う行為など必要と認められる場合を除き、当該地区整備計画の区域の区分された地区内の有効空地の実面積の25%以内とする。

#### エ 広告物の設置

上記ア（オ）の行為については、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）及び大規模建築物等景観形成指針に定めるところによるほか、地域の実情を踏まえて、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないもので、形状、色彩、意匠が周囲の景観を害するおそれのないものであること。

(2) 活用計画の届出

- ア 所有者等、管理責任者又は上記（１）の活用を行おうとする者は、東京都にその旨を届け出て、その要件に適合していることの確認を受けなければならない。
- イ 上記（１）ア（オ）のうち上記（１）ア（ウ）を行うために必要な広告物を設置する者は、その設置状況及び関連する地域まちづくり活動の状況について、東京都に報告すること。

## 第5 その他

### 1 駅とまちが一体となる都市づくりに係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する駅とまちが一体となる都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表-3に示す資料を東京都に提出すること。  
なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

表-3

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	整備内容等を記した文書（参考様式「駅とまちが一体となる取組に関する届出書」など）
工事完了時	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書

### 2 カーボンマイナス及び緑化の推進の取組に係る報告書の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表-4に示す資料を東京都に提出すること。  
なお、提出資料は東京都環境局と調整を図った上で提出すること。

表-4

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	ア 都市開発諸制度地球温暖化対策に関するチェックシート イ 都市開発諸制度緑化計画チェックシート ウ 電気自動車等の充電設備に関するチェックシート
確認申請時	ア 建築物環境性能等報告書 イ 緑化計画報告書
工事完了時	ア 建築物環境性能等・エネルギーの面的利用報告書（完了） イ 緑化完了報告書
運用開始後	電気の再エネ化率に関する運用内容を記した文書 （おおむね1年ごとに提出）

### 3 無電柱化に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する防災都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表-5に示す資料を東京都に提出すること。また、無電柱化による評価容積率を設定する場合にあっては、企画提案書提出時に「無電柱化工事に係る評価シート」を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

表－５

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「無電柱化に関する協議書」及び「無電柱化に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	無電柱化工事完了報告書

#### ４ 開発区域外の実施に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針及び都市開発諸制度の適用に関する防災都市づくりに係る規定の取扱い指針による手続に合わせ、表－６に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区等と調整を図った上で提出すること。

表－６

提出時期	提出資料
工事完了時	開発区域外の実施に関する工事完了報告書

#### ５ 子育て支援施設整備に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する福祉の都市づくりに係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表－７に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は区と調整を図った上で提出すること。

表－７

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「子育て支援施設の設置に関する協議書」及び「子育て支援施設の設置協議に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	子育て支援施設整備報告書
用途変更時	子育て支援施設用途変更届出書

#### ６ 水辺のにぎわい創出に係る報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する水辺のにぎわい創出に係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表－８に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は水辺の管理者等と調整を図った上で提出すること。

表－８

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	協議結果を記した文書（参考様式「水辺のにぎわい創出に関する協議書」及び「水辺のにぎわい創出に関する回答書」の写しなど）
工事完了時	水辺のにぎわい創出に関する報告書
用途変更時	水辺のにぎわい創出に関する協議内容変更届出書

## 7 質の高い住宅等整備報告書等の提出

所有者等は、都市開発諸制度の適用に関する住宅の整備に係る規定の取扱い指針に定める手続に合わせ、表－９に示す資料を東京都に提出すること。

なお、提出資料は東京都等と調整を図った上で提出すること。

表－９

提出時期	提出資料
企画提案書提出時	整備内容等を記した文書（参考様式「質の高い住宅等の整備に関する届出書」など）
工事完了時	質の高い住宅等整備報告書

## 8 供用開始前の確認

所有者等は、有効空地等の整備状況について、その供用を開始する前に、企画提案書及び見直し報告書に記載された内容との整合等に関して、東京都の確認を受けること。

## 9 報告

再開発等促進区を定める地区計画の区域内において、知事は、運用基準及び運用基準実施細目の運用に必要な事項については、開発者、施設管理者等に対して報告を求めることができる。

## 第6 様式

### 1 企画提案書の提出及び都市計画手続の依頼

年 月 日

東京都知事  
〇〇〇〇殿

東京都市計画〇〇地区再開発等促進区を定める地区計画  
企画提案書の提出及び都市計画手続の依頼について

このたび、〇〇区〇〇町〇丁目外各地内において、区域内の関係地権者間で協議を行い、下記のとおり、〇〇地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書を取りまとめましたので、提出するとともに、地区計画に関する都市計画手続の依頼をいたします。

記

添付資料 〇〇地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書

住所  
氏名

住所  
氏名

(注) 住所及び氏名は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

年 月 日

東京都都市整備局  
都市づくり政策部長  
○ ○ ○ ○ 殿

○○区地区計画担当部長  
氏名

東京都市計画□□地区再開発等促進区を定める地区計画  
に関する企画提案書の送付について

このことについて、○○区○○町○丁目外各地内の区域内の関係地権者から下記のとおり□□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書が提出されました。

つきましては、提出された下記の資料を送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

- 添付資料 1 □□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書
- 2 □□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の送付について（写し）

（注） 添付資料2は、企画提案者等から区長宛てに提出された文書の写しとすること。

年 月 日

東京都都市整備局  
都市づくり政策部長  
○ ○ ○ ○ 殿

東京都市計画□□地区再開発等促進区を定める地区計画  
企画提案書の一部見直し報告書の提出について

このたび、□□地区地区計画の地区整備計画（都市計画決定（変更）：○○年○月○日付東京都告示第○○号）の区域内の○○地区におきまして、〈建築計画の変更、有効空地の変更など〉に伴い、企画提案書の一部見直しを行いましたので、報告するとともに、下記の関係資料を提出します。

記

添付資料 □□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の  
一部見直し報告書

住所  
氏名

住所  
氏名

- (注) 1 住所及び氏名は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。
- 2 〈 〉内は、主な変更理由を記入
- 3 報告書は、当初提出した企画提案書の内容のうち、変更の生じる事項について、新旧の対照ができるような形式で作成すること。

年 月 日

東京都都市整備局  
都市づくり政策部長  
○ ○ ○ ○ 殿

○○区地区計画担当部長  
氏名

東京都市計画□□地区再開発等促進区を定める地区計画  
に関する企画提案書の一部見直し報告書の送付について

このことについて、○○区○○町○丁目外各地内の区域内の関係地権者から下記のとおり□□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書が提出されました。

つきましては、提出された下記の資料を送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

- 添付資料
- 1 □□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書
  - 2 □□地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書の送付について（写し）

（注） 添付資料2は、企画提案者等から区長宛てに提出された文書の写しとすること。

年 月 日

東京都都市整備局  
都市づくり政策部  
土地利用計画課長  
〇〇〇〇 殿

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

〇〇〇〇における報告

□□地区地区計画の地区整備計画（都市計画決定（変更）：〇〇年〇月〇日付東京都告示第〇〇号）の区域内の〇〇地区について、下記のとおり関係図書を添えて報告します。

記

1 地区計画の概要

- (1) 地区計画の名称
- (2) 地区計画の位置
- (3) 都市計画決定年月日及び告示番号
  - 地区計画（当初決定） 年 月 日 第 号
  - 地区整備計画 年 月 日 第 号

2 報告の概要

年 月 日

東京都都市整備局  
 都市づくり政策部  
 土地利用計画課長  
 ○ ○ ○ ○ 殿

所有者等 住所  
 氏名  
 電話 ( )

### 管理責任者選任届及び誓約書

私は、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準に基づいて設置した有効空地等について、下記の者を管理責任者に定め、適正に維持管理等するとともに、有効空地については一般の公開の用に供することを、また、育成用途、一時滞在施設及び防災備蓄倉庫については当該用途に供することを誓約します。

また、建築物又は敷地を、譲渡又は賃貸する場合も、本誓約書に基づく誓約事項を継承することを誓約します。

#### 記

#### 1 管理責任者

##### (1) 有効空地管理責任者

住所  
 氏名  
 電話 ( )

##### (2) 育成用途の管理責任者

住所  
 氏名  
 電話 ( )

##### (3) 地域の育成及び整備に貢献する施設等の管理責任者

住所  
 氏名  
 電話 ( )

##### (4) 一時滞在施設の管理責任者

住所  
 氏名  
 電話 ( )

##### (5) 防災備蓄倉庫の管理責任者

住所  
 氏名  
 電話 ( )

## 2 地区計画の概要

(1) 地区計画の名称

(2) 地区計画の位置

(3) 都市計画決定年月日及び告示番号

地区計画（当初決定） 年 月 日 第 号

地区整備計画 年 月 日 第 号

(注) 1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

2 有効空地等の配置は、企画提案書又は見直し報告書に添付した図面を基本に作成し、添付すること（配置図、有効空地計画図、各階平面図等）。

3 同一項目内で管理責任者を複数定める場合は、適宜行を追加して記載すること。

年 月 日

東京都都市整備局  
 都市づくり政策部  
 土地利用計画課長  
 ○ ○ ○ ○ 殿

管理責任者 住所  
 氏名  
 電話 ( )  
 連絡先 氏名  
 所属  
 電話 ( )  
 メールアドレス @

維持管理等報告書

東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準に基づいて設置した有効空地の維持管理等の状況について、下記のとおり報告します。

地区計画の名称 (地区整備計画の名称)	( )
地区計画の位置	
告示年月日及び告示番号	年 月 日 第 号
所有者	住 所
	氏 名
今後の増築、用途変更及び設備改修等の予定	受付欄
前回の報告年月日	年 月 日

(注) 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

有効空地の維持管理の状況 (自転車等シェアリングポートの設置により有効空地を活用している場合は、その維持管理の状況を含む。)	1 総合所見	
	2 公衆の利用状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	
育成用途の管理の状況	1 総合所見	
	2 育成用途の管理状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	
地域の育成及び整備に貢献する施設等の管理の状況	1 総合所見	
	2 施設等の管理状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	

一時滞在施設の維持管理の状況	帰宅困難者のための待機スペースの設置箇所	階
	防災備蓄倉庫の設置箇所 (帰宅困難者用)	階
	1 総合所見	
	2 物資の備蓄状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	
防災備蓄倉庫(従業員用又は居住者用)の維持管理の状況	防災備蓄倉庫の設置箇所	階
	1 総合所見	
	2 物資の備蓄状況	
	3 変更の有無及びその内容	
	4 その他管理上の問題点等	

配置図・有効空地図（変更のない場合は省略可）

各階平面図（一時滞在施設及び防災備蓄倉庫の存する階のもの。変更のない場合は省略可）

写真添付欄

・有効空地の状況、有効空地標示板、育成用途の状況、地域の育成及び整備に貢献する施設等の状況、防災備蓄倉庫\*及び待機スペースを撮影したカラー写真を、数枚に分けて添付すること。

※防災備蓄倉庫が複数箇所ある場合で、かつ各箇所の防災備蓄倉庫の維持管理状況が同様である場合は、代表的な2か所の防災備蓄倉庫のカラー写真も可。

・写真撮影位置・方向を、番号と矢印で示した図を添付すること。配置図等と兼用可。

※報告内容について、該当する項目がない場合は省略可

これらの広場及び通路は、区域環境の整備に有効な空地として都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画により設けられたものです。  
歩行者等が、日常自由に通行又は利用できるものです。

年 月 日

所有者等 氏名又は名称

管理責任者 氏名又は名称  
連絡先 住所、電話

方位を記入すること。  
有効空地  
◎ 標示板  
△ 現在地

東京都都市整備局

100cm 以上

70cm 以上

(注) 1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。  
2 日付は、建築物及び有効空地の供用開始日とする。  
3 記載内容は、容易に認識できるようにすること。

年 月 日

東京都都市整備局  
都市づくり政策部  
土地利用計画課長  
〇〇〇〇 殿

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

有効空地の活用届

東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準に基づいて設置した有効空地を  
活用したいので、下記のとおり関係図書を添えて届け出ます。

記

1 地区計画の概要

- (1) 地区計画の名称
- (2) 地区計画の位置
- (3) 都市計画決定年月日及び告示番号
 

地区計画（当初決定）	年	月	日	第	号
地区整備計画	年	月	日	第	号

2 活用の概要

- (1) 活用理由
- (2) 活用期間（詳細は別添参照）
- (3) 活用面積
- (4) 活用部分（詳細は別添参照）
- (5) 今年度累計活用日数

(注) 1 氏名及び住所は、法人等の団体にあつては、事務所等の所在地、名称を記載すること。

2 活用期間、活用部分等の詳細は、企画提案書又は見直し報告書に添付した有効空地の図面との関連が分かる図面等を添付するとともに、活用内容、工程表等を適宜添付すること。

附 則（平成15年6月23日付15都市政土第119号）

この実施細目は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日付24都市政土第862号）

この実施細目は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付25都市政土第877号）

この実施細目は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日付26都市政土第1005号）

この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日付28都市政土第287号）

この実施細目は、平成28年6月24日から施行する。

附 則（平成29年3月30日付28都市政土第1108号）

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日付29都市政土第1389号）

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付30都市政土第1388号）

この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日付2都市政土第800号）

この実施細目は、令和2年12月24日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付2都市政土第1141号）

この実施細目は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日付24都市政土第862号）

この実施細目は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日付6都市政土第1219号）

この実施細目は、令和7年4月1日から施行する。